

清川村ホテル等建築の適正化に関する条例の指導基準

(趣旨)

第1 この指導基準は、清川村ホテル等建築の適正化に関する条例の指導基準（平成元年清川村条例第32号。以下「条例」という。）第7条に基づきホテル等の建築について指導及び助言を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この指導基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 宿泊

寝具を使用してホテル等を利用することをいう。

(2) 客

宿泊の目的で、ホテル等を利用する者をいう。

(3) その他の関係者

飲食、集会、面会等の目的でホテル等を利用する者をいう。

(4) フロント又は帳場（以下「フロント」という。）

客その他の関係者（以下「客等」という。）に応接し、案内、宿泊予約の受付、宿泊者名簿への記入、会計等の業務の用に供するための設備及び場所をいう。

(5) ロビー等

フロント等に付属する場所で、待合又は談話ができるよう椅子、テーブル等を有する室又は場所をいう。

(6) 客室

通常、客の宿泊の用に供する室（客室に付属する浴室、便所、洗面所、床の間、押し入れ板間、踏み込み等を含み、パイプスペース、ダクトスペース等を除く。）をいう。

(7) 洋室

椅子式生活と寝台による睡眠に適するように造られた客室をいう。

(8) 和室

洋室以外の客室をいう。

(事前相談)

第3 ホテル等を建築しようとする者（以下「建築主」という。）は、清川村ホテル等建築の適正化に関する条例施行規則（平成元年清川村規則第24号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定するホテル等建築計画届出書の提出に先立っ

て、ホテル等建築事前相談書（別記様式第1。以下「相談書」という。）を村長に提出し、必要な指導又は助言を受けなければならない。

2 前項の相談書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、村長が支障がないと認める場合は、当該図書の全部又は一部を添付することを要しないものとする。

- (1) 付近見取図（縮尺2500分の1）
- (2) 建築物用途別周囲現況図（縮尺2500分の1）
- (3) 配置図（縮尺100分の1又は200分の1）
- (4) 各階平面図（縮尺100分の1又は200分の1）
- (5) 客室平面詳細図（縮尺20分の1）
- (6) 立面図（縮尺100分の1又は200分の1）
- (7) 断面図（縮尺100分の1又は200分の1）
- (8) 完成予想図
- (9) 屋外広告物関係図
- (10) 客室内仕上げ表
- (11) 外部仕上げ表
- (12) 営業計画概要書（別記様式第2）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める参考図書
（着手等の通知）

第4 建築主は、建築に着手したとき及び建築を完了したときには、速やかにその旨を村長に通知しなければならない。（別記様式第3、第4）

（構造等の基準）

第5 構造等の具体的基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 玄関
 - ア 主要な道路に面し、入口の幅がおおむね1.8メートル以上を有するなど客等が荷物を持って容易に行き違えることができる構造であること。
 - イ 当該建築物の1階部分に位置するものであること。ただし、敷地の形態、周辺の地形、建築物の権利関係等により、村長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- (2) 帳場又はフロント
 - ア 玄関から容易に見えるよう客等が通過する場所に位置し、客等の出入りを容易に見ることのできる構造、設備であること。
 - イ 受付台の長さが1.8メートル以上で事務を執るのに適した広さを有し、相対する客と従業者が直接面接できる構造であること。

(3) ロビー等

ア 玄関、帳場又はフロントに付属して設けられており、ロビーと玄関、帳場又はフロントとが相互に容易に全体の見通しのきく構造であること。

イ 待合又は談話ができるよう椅子、テーブル等を有すること。

(4) 食堂等

ア 客の利便を考慮した配置、構造であること。

イ 食堂と厨房（調理場）は一体又は隣接していること。

ウ 原則としてロビー等又は帳場、フロントと同一階に設けられていること。

(5) 客室

出入口は、フロント等に通じる共用の廊下に面した構造であること。

(6) 駐車場

建築物本体以外に設け、故意に駐車状況を遮蔽する構造でないこと。ただし、敷地の形態、周辺の地形、建築物の権利関係等により、村長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(7) 緑化

建築物の敷地は、当該面積の10パーセント以上の植樹帯を設置したものであること。ただし、土地利用上村長がやむを得ないと認めた場合、他の効果的な方法によることができる。

(8) 建築物、広告物及び広告物を掲出する物件の形態及び意匠等

ア 建築物の外観は、意匠等が著しく奇異でなく、風格、品格が具わるよう努めたものであること。

色彩は、紫色・桃色その他これに類する建物等で周辺の居住建物と比較して明らかに派手で奇異な色彩でないこと。

イ 屋根、外壁等は、次の要件を満たすものであること。

(ア) 過度の装飾又は突起物を設けたものでないこと。

(イ) けばけばしい色彩を用いたものでないこと。

(ウ) 過度の照明設備を設けたものでないこと。

ウ 広告物及び広告物を掲出する物件は、高架水槽又は屋上部分の階段室を覆う程度以上の大きさのものでないこと。

エ ネオンサイン等は、次の要件を満たすものであること。

(ア) ネオン管等を、順次又は一斉に点滅させる方式のものでないこと。

(イ) 色彩が、白色又は白色を基調とした3色以内のものであること。

(ウ) 周辺の環境と比較して明らかに派手で奇異でないこと。

2 建築主は、建築物、広告物等が付近の景観を損なわないように十分配慮すること。

3 床面積の算定は、次に定めるところによる。

(1) 壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。

(2) ロビー等又は食堂等が2室以上ある場合は、それぞれの合計面積による。ただし、2室以上に分かれた当該施設は、一体的に利用しうるものでなければならぬ。

(構造等基準の特例)

第6 条例施行規則第5条の取扱基準は、次の各号のとおりとする。

(1) いわゆる「民宿」としての旅館

ア 観光地、行楽地等の行楽客を対象とした営業を行う施設であること。

イ 現に居住する自己の居住の一部を利用して営業を営む施設であること。

ウ 客室内に便所及び浴室を有しない施設であること。

(2) バンガロー

キャンプ場内の施設であること。

(構造等基準準用)

第7 観光資源の有効な利用上必要な旅館については、条例第4条の構造基準を準用するものとする。

(環境保全協定の取扱基準)

第8 条例施行規則第8条の取扱基準は、指導基準第5の構造等の基準を準用することとする。